

平成27年度第3回佐倉市農業委員会総会会議録

1 期日 平成27年6月23日(火)午後 3時開会

2 場所 佐倉草ぶえの丘研修室

3 出席委員(19名)

1番	今井勝子	2番	田中純一
3番	三橋秀夫	4番	羽根井直子
5番	山崎宏	6番	牛玖泰一
7番	立田三雄	10番	池田達男
11番	石渡國男	12番	栗原初男
13番	木内正夫	14番	市原敏彦
15番	山本健史	16番	渡貫茂
17番	石田和久	18番	石渡一男
20番	清宮正	21番	川村文雄
22番	三門増雄(議長)		

4 欠席委員(3名)

8番	眞野好則	9番	川名部実
19番	櫻井道明		

5 議事日程

第1 会期の決定

第2 会議録署名人の選任

第3 議案審議

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地買受適格証明願について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 平成27年度第3次農用地利用集積計画の決定について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 相川正巳

主査 久保木豊

主査 田辺篤也

◎開 会

午後 3 時開議

◎諸般の報告

○事務局長 本日は、お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。
それでは、定刻となりましたので、ただ今より、平成27年度第3回農業委員会
総会を開催させていただきます。

総会に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

次回の総会及び調査会でございますが、事前調査会は7月16日（木）に開催を
予定しております。

次回の担当は、第2班となります。

総会につきましては、7月22日（水）に開催を予定しております。

7月6日（月）に千葉県教育会館において、千葉県農業会議第108回通常総会
及び市町村農業委員会会長・事務局長会議があり、三門会長と、私が参加予定で
ございます。

次に、7月15日（水）に成田エクセルホテル東急において、印旛沼地区農業農
村整備事業推進協議会平成27年度総会があり、三門会長が参加予定でございま
す。

以上でございます。

◎開会の宣言

○議長 大変忙しい中お集まり下さいまして、ありがとうございます。梅雨に入り
まして、暑い日が続いておりますので、体調には気をつけて下さい。それでは、会
議を始めます。

只今の出席委員は19名で、佐倉市農業委員会会議規則第7条の規定により、過
半数以上に達しております。

よって、平成27年度第3回総会は成立いたしましたので、直ちに会議を開きま
す。

◎会期の決定

○議長 日程第1、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日とすることに、ご異議ございませんか。

———（異議なしの声あり）———

異議は、ないものと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎会議録署名人の選任

○議長 日程第2、会議録署名人の選任について議題といたします。お諮りいたします。会議録署名人の選任につきましては、議長から指名させて頂きたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

————（異議なしの声あり）————

異議は、ないものと認めます。

それでは、議長から指名いたします。

議席番号、5番「山崎 宏委員」、議席番号6番「牛玖 泰一委員」を
会議録署名人に指名いたします。

◎議案の上程

○議長 日程第3、議案を上程いたします。

本日の上程議案は、

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号、農地買受適格証明願について

議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号、平成27年度第3次農用地利用集積計画の決定について

以上、4議案でございます。

それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局長。

————（事務局説明）————

◎議案第1号の説明

○事務局長 それでは、議案第1号につきまして、ご説明させていただきます。

総会議案の1ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につきましては、農地法第3条の規定による許可について審議を求めるもので、売買による所有権の移転をしようとするもの1件、1筆についてでございます。

表の第1項につきましては、権利者は自作地に隣接し耕作に便利のため、義務者は権利者からの要望のため、売買により所有権移転をしようとするものでございます。その許可要件についてご説明します。

議案第1号の許可要件調査書をご覧ください。

全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件につきましても、調査書のとおりであり、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たすものと考えます。

以上でございます。

○議長 ただいま、議案第1号について事務局より説明がありましたが、第1項の実態調査について、山崎委員より報告をお願いいたします。

————（山崎委員報告）————

○山崎委員 議席番号5番の山崎です。3条の申請について調査いたしました。結論としては、権利者、義務者共議案のとおりであり、問題ないものと思われまます。先日、権利者である■■■■さんと一緒に現地を確認いたしました。■■さんの所有している田と併せて4筆まとまっており、1枚の田んぼとして耕作されておりました。地主の■■さんの水田がその内一番小さな水田であり、■■さんが購入して一体的に管理するものです。以上報告を終わります、よろしく審議をお願いします。

○議長 ただいま、山崎委員より報告がありましたが、何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

————（発言者なし）————

○議長 ないようですのでこれより採決をいたします。議案第1号第1項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

————（賛成者挙手）————

挙手全員であります。

よって、議案第1号第1項は、許可と決しました。

続きまして、議案第2号、農地買受適格証明願について（農地法第3条に基づく証明）について、議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局長。

————（事務局説明）————

◎議案第2号の説明

○事務局長 議案第2号につきまして、ご説明申し上げます。

議案の2ページをお願いいたします。

議案第2号 農地買受適格証明願についてでございます。

第1項及び第2項については、佐倉市が実施する競売に参加するため、農地法第3条第1項による買受適格証明について審議を求めるものでございます。

その許可要件についてご説明します。

議案第2号の許可要件調査書をご覧ください。

全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件につきましては、調査書のとおりであり、農地法第3条第2項各号の不許可要件を満たすものと考えます。

以上でございます。

○議長 ただいま、議案第2号について事務局より説明がありましたが、第1項及び第2項の実態調査について、栗原委員より報告をお願いいたします。

————（栗原委員報告）————

○栗原委員 議席番号12番の栗原です。議案第2号第1項及び第2項について調査報告いたします。1項の入札希望参加者の■■■■■さんは、債務者と新関関係にあり、当初6筆全て入札参加を希望しておりましたが、途中で2項の申請者の■■■■■さんが、自分の所有する水田の真向かい側にあるため、耕作にも便利な場所と言うことで、入札に参加する事になりました。■■■さんは、昨年、■■■■■を退職し、現在は農業を専業で行っております。以上、両者とも、同じ集落内の農家であり、問題はないものと思われるので、ご検討よろしく申し上げます。

○議長 ただいま、栗原委員より報告がありましたが、何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

————（発言者なし）————

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。

議案第2号第1項及び第2項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

————（賛成者挙手）————

挙手全員であります。

よって、議案第2号第1項及び第2項は、許可と決しました。

続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題と

○議長 ただいま、申請人より説明がございましたが、何かご質問等がありましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

ないようですので、申請人は退席をお願いいたします。

———（申請人退席）———

申請人が退席しましたので、これより採決をいたします。

議案第3号第1項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

挙手全員であります。よって、議案第3号第1項は、許可相当と決しました。

続きまして、議案第4号、平成27年度第3次農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局長。

———（事務局説明）———

◎議案第4号の説明

○事務局長 議案第4号につきまして、ご説明申し上げます。

議案の4ページをお願いいたします。

議案第4号 平成27年度第3次農用地利用集積計画の決定につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画を決定するにあたり、佐倉市長より農用地利用集積計画（案）の提出があったので、審議を求めるものでございます。

利用権の種類といたしましては、賃貸借権の設定9件、20筆、地積24,286㎡でございます。

詳細でございますが、議案の5ページ～7ページをお願いいたします。

借り手は、農業経営規模拡大のため借り受け、貸し手は、労働力不足により経営規模を縮小するため貸し付けるもので、5年間～6年間を設定しようとするものでございます。

いずれも利用権を設定する土地、設定内容の詳細など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。
以上でございます。

○議長 ただいま、議案第4号について事務局より説明がありましたが、申請番号7番、8番、9番については、牛玖委員、清宮委員が関係する案件ですので、佐倉市農業委員会会議規則第10条の規定により退席をお願いいたします。

————(牛玖委員、清宮委員退席)————

牛玖委員及び清宮委員が退席いたしましたので、議案第4号について審議を行います。

何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

————(発言者なし)————

ないようですので、議案第4号について、これより採決をいたします。
原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

————(賛成者挙手)————

挙手全員であります。

よって、原案のとおり決定と決しました。

牛玖委員及び清宮委員を入場させてください。

————(牛玖委員、清宮委員着席)————

以上をもちまして、本日ご提案をいたしました議案につきまして、審議が終了いたしました。

慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

続きまして、事務局から報告事項をお願いいたします。

————(事務局長報告)————

○事務局長

報告事項について、申し上げます。

それでは、議案の8ページをお願いいたします。

農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてでございます。
専用住宅用地としようとするもの5件、6筆でございます。
次に、議案の9ページ～10ページをお願いいたします。
地目変更登記に係る法務局からの照会についてでございます。
雑種地として地目変更申請のあったもの、5件、12筆、宅地として地目変更申請のあったもの、1件、1筆でございます。
報告事項につきましては、以上でございます。
ありがとうございました。
以上をもちまして、第3回農業委員会総会を閉会いたします。

=== 会 議 終 結 ===